

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	移転事業費補助金の交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町災害危険住宅移転事業の助成に関する条例第 3 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町災害危険住宅移転事業の助成に関する条例第 2 条、第 3 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町災害危険住宅移転事業の助成に関する条例 （定義）</p> <p>第 2 条 この条例において「災害危険住宅」とは、洪水、雪崩、地すべり等の災害の常襲又は危険区域内に所在する住宅のうち、被害防止又は除去に有効かつ適切な工事及び措置ができない区域又は必要とする経費に比しその効力が著しく小さいため、工事及び措置が適当でない区域に係るもので、秋田県災害危険住宅移転事業推進要綱に基づき秋田県知事が認定したものをいう。</p> <p>2 この条例において、「災害危険住宅移転事業」（以下「移転事業」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく、美郷町地域防災計画で指定する災害区域内における災害危険住宅を移転させるために、その所有者が行う事業のうち次に掲げるものをいう。</p> <p>（1） 災害により住宅が滅失し、又は損傷したために、住宅を他に建設又は移転する事業に対する助成</p> <p>（2） 災害により住宅が滅失し、又は損傷するおそれが極めて大きい区域に所在する住宅を、他に移転する事業に対する助成 （移転事業に対する助成）</p> <p>第 3 条 災害危険住宅の所有者が、前条第 2 項に定める移転事業を行う場合は、予算の範囲内において当該所要経費について、次に掲げるところにより当該所有者に対し移転事業費補助金を交付する。</p> <p>（1） 移転事業費補助金の額は、1 戸当たり 150 万円を限度とする。</p> <p>（2） 移転住宅が国又は県の他の補助制度により、移転を要する経費に対して補助金を受けることとなる場合には、前号により交付する補助金の額から当該補助金の額を差し引くものとする。 （交付申請等）</p>

	<p>第5条 移転事業費補助金及び移転資金の貸付申請書等については、町長が定める 手続により、補助金の交付申請及び資金の貸付けの申請をしなければならない。</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>標 準 処 理 期 間</p>	<p>■設定 □未設定 30日</p>
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>平成27年10月31日</p>